幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続き

無償化の対象となるためには、事前に市の認定を受ける必要があります。

無償化の範囲や,無償化の対象となるための認定申請手続きは,利用施設等により異なります。 ご利用の施設等にあわせて,手続きの内容をご確認ください。

1 認可保育園,認定こども園,幼稚園(私学助成対象園を除く)を利用する場合

(1) 無償化の対象範囲

保育料

- ・3歳児から5歳児まで(小学校就学前まで)の全ての子ども(幼稚園および認定こども園(幼児教育部分)の満3歳児を含む)
- ・0歳児から2歳児までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子ども
- (2) 手続き

保育料を無償とするための手続きは不要です。

ただし、幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する場合は、下記3の手続きが必要です。

2 幼稚園(私学助成対象園)を利用する場合

(1) 無償化の対象範囲

保育料

満3歳児から5歳児まで(小学校就学前まで)の全ての子ども(**※上限25,700円/月)**

(2) 手続き

利用開始までに、「施設等利用給付認定(1号)」を受ける手続きが必要です。

3 幼稚園や認定こども園等の預かり保育を利用する場合

(1) 無償化の対象範囲

預かり保育料

- ・3~5歳児・・・**保育の必要性がある**子ども (※上限 11, 300 円/月)
- ・満3歳児・・・・**保育の必要性がある住民税非課税世帯**の子ども**(※上限 16, 300 円/月)**
- (2) 手続き

利用開始までに,「施設等利用給付認定(2 · 3号)」を受ける手続きが必要です。

4 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

(1) 無償化の対象範囲

保育料

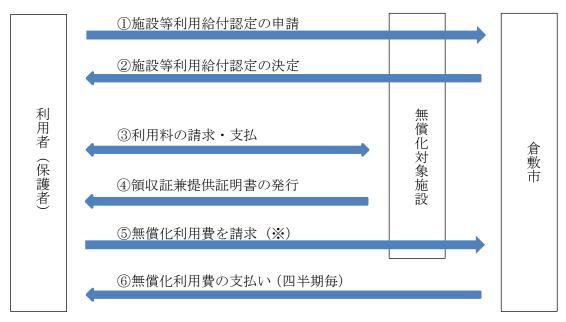
- ・3~5歳児…**保育の必要性がある**子ども (※上限 37,000 円/月)
- \cdot 0 \sim 2 歳児…**保育の必要性がある住民税非課税世帯**の子ども**(※上限 42,000 円/月)**
- ※認可保育園,認定こども園,幼稚園(預かり保育を実施していない公立幼稚園を除く),地域型保育事業,企業主導型保育事業を利用している場合は,認可外保育施設,一時預かり事業,病児保育事業,ファミリー・サポート・センター事業の利用料は,無償化の対象になりません。

(2) 手続き

- ア 利用開始までに、「施設等利用給付認定(2・3号)」を受ける手続きが必要です。
- イ 利用施設に利用料をお支払いいただいた後、「**償還払い請求**」の手続きが必要です。 利用月の翌月10日までに、下記書類を提出してください。

【提出書類】

- ・「施設等利用費請求書(償還払い用)」
- ・「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼証明書」(原本)
 - ※倉敷市内の対象施設については、「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を 兼ねた倉敷市様式の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼証明書」の発行を お願いしています。倉敷市以外の対象施設を利用した場合は、「領収書」と「特定子ども・ 子育て支援提供証明書」が別発行となっている場合がありますので、請求の際は両方提 出してください。
 - ※ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、「倉敷ファミリー・サポート・センター 援助活動の報告(依頼会員用)」を添付してください。



※施設等利用費の請求の時効は2年です。

5 保育料無償化に必要な申請手続き

「施設等利用給付認定」を受けるために以下の書類の提出が必要です。

「施設等利用給付認定(1号)」の場合

・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」

「施設等利用給付認定(2・3号)」の場合

- ・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
- ・「保育の必要性を確認できる書類」(様式は事由により異なります)

(参考) 保育の必要性を確認できる書類

1	居宅外で就労されている方	就労証明書(被雇用者用)※証明日が3ヵ月以内のもの	
	自営(商業,内職,農業等)の方 会社役員の方	就労申告・証明書(自営・内職・農業等従事者用), 自営等の確認ができる最新(3ヵ月以内)の資料等の写し (請求書,納品書,領収書,作付面積のわかる書類等)	
2	出産前後の方 (出産予定日の8週間(多胎妊娠の 場合は14週間)前の日の属する月 の初日から、出産日後8週間を経過 する日が属する月の末日)	出産・病気・介護 (看護) の申立書, おやこ健康手帳の写し (母氏名と分娩予定日が記載されているページ)	
3	保護者が疾病,又は障がいをお持ち の方	出産・病気・介護(看護)の申立書, 家庭で保育することが困難であるとわかる書類 (医師の診断書(3ヵ月以内に発行されたもの),又は障害者手帳の写し等)	
4	保護者が介護・看護をしている方 (保護者の同居している3親等以内 の親族または同居していない1親等 の親族に限ります。)	出産・病気・介護 (看護) の申立書, 介護が必要であることがわかる書類 (医師の診断書 (3ヵ月以内に発行されたもの),又は障害者手帳の写し等)	
5	災害復旧をしている方	申立書,り災証明書	
6	求職活動をしている方	求職活動申立書,求職活動状況報告書 ※求職中での利用給付認定は3ヵ月です。	
7	保護者が学校に在学中の方	申立書,在学証明書 (入学予定の場合は合格通知等), カリキュラム等授業時間がわかるもの	

6 注意事項

- ・保育料以外の諸費用(通園送迎費,行事費等)は無償化対象外です。
- ・保育の必要性がある子どもとは、保護者の就労、疾病等により、日中自宅で保育することができない家庭の子どもをいいます。
- ・0~2歳児の住民税非課税世帯の確認については、4月~8月は前年度分の住民税課税状況、9 月~翌年3月は当該年度分の住民税課税状況により判定します。

7 こんなときは必ず申請してください

転職や退職,勤務時間の変更,産前産後休暇の取得,その他世帯の状況に変更があった際には,「施設等利用給付認定変更届」と下の表に定める「その他必要な書類」を倉敷市保育・幼稚園課,各保健福祉センター福祉課に提出してください。

	提出書類		
変更内容	施設等利用給付 認定変更届	その他必要な書類	
倉敷市外に転出する	0	※転出先の市町村で、事前に申請が 必要です。	
倉敷市内で転居した	0	_	
世帯構成に変化があった (離婚,婚姻・事実婚,同居家族の 増減,単身赴任等)	0	婚姻・事実婚の場合は、 新たに子どもの保護者となった方の 保育の必要性を確認できる書類 (様式は事由により異なります)	
保育の必要性の要件に変更があった	0	保育の必要性を確認できる書類 (様式は事由により異なります)	
保育の必要性がなくなった	0	_	
認定区分を変更したい (1号認定→2・3号認定)	0	保育の必要性を確認できる書類 (様式は事由により異なります)	
認定区分を変更したい (2・3号認定→1号認定)	0	_	
住民税非課税世帯ではなくなった (0~2歳児のみ)	0	_	
その他世帯の状況に変更があった	0	_	

8 施設等利用給付認定開始後の確認事項(現況確認について)

施設等利用給付認定(2・3号)を受ける方は、毎年度保育を必要とする事由の確認のため、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と「保育の必要性を確認できる書類」の提出が必要です。詳細は、倉敷市からお知らせ予定です。

提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、施設等利用給付を受けられなくなります。

9 お問い合わせ先

市役所担当窓口	電話番号
保育・幼稚園課	086-426-3311
水島保健福祉センター福祉課	086-446-1114
児島保健福祉センター福祉課	086-473-1119
玉島保健福祉センター福祉課	086-522-8118
玉島保健福祉センター真備保健福祉課	086-698-5113